

平成 21 年 2 月 16 日

内閣総理大臣 麻生太郎様  
農林水産大臣 石破茂様  
厚生労働大臣 舛添要一様

社団法人 北海道消費者協会  
会長 橋本智子

### クローン動物食品に対する表示の義務付けを求める要請書

平成 21 年 1 月 5 日付けで内閣府食品安全委員会の作業部会がクローン牛やクローン豚についての安全性を認める方針であることが報道されているが、食品としての歴史が浅いクローン動物食品に対する国民の不安は解消されていない状況にある。

また、我が国では、クローン動物食品に対する表示は義務づけられていないため、消費者の選択の権利が担保されているとは言えない。

このような中で、クローン動物食品の国内流通を認めることは、食の安全・安心のうえから国民に大きな不安を与えることとなり、食品の流通に混乱を与えることが予想される。

従って、国は、国民が安全で安心した生活を送れるよう次の事項について、早急

に取り組むことを強く求める。

## 記

一 国民が安心して食品を選択できるよう、クローン動物食品には表示を義務付けること

一 国民が安全で安心な暮らしを送れるよう、きめの細かい情報の提供を行うこと